

松浦市監査委員公表第3号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月18日

松浦市監査委員 田 中 幹 人

松浦市監査委員 和 田 大 介

措置状況(令和5年度後期分)

福島診療所

指摘事項等	未措置の理由と今後の対応等
委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務 【指摘事項】 松浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に規定されていない物品を借り入れる契約を長期継続契約により締結しているものがあった。	令和6年12月25日規則第37号において、松浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部改正を行いました。